

主な経緯

令和3年11月 計画策定等に関するワーキンググループ (WG) を開催 (同月から、現在まで9回実施)

令和4年 2月 計画策定等における地方分権改革の推進に向けて (WG・地方分権改革有識者会議)
 6月 経済財政運営と改革の基本方針2022
 12月 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針・「ナビゲーション・ガイドの作成を行う。」

令和4年12月～ WGにおいて全4回の審議及び地方公共団体との意見交換

令和5年 2月 ナビゲーション・ガイド (案) 及びWG報告 (案) を作成

1 効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド (案)

- I 制度の検討にあたっての進め方
- II 計画行政のあり方
- III 計画行政の推進にあたっての重要事項

2 効率的・効果的な計画行政に向けて (WG報告)

第1 ナビゲーション・ガイド及び報告の趣旨

第2 令和3年及び令和4年の地方からの提案等を踏まえて

・令和3年及び令和4年重点募集テーマ「計画策定等」の対応結果

令和3年 調整を行った29件について：提案の趣旨を踏まえて対応 28件、現行規定での対応可能 1件

令和4年 調整を行った64件について：提案の趣旨を踏まえて対応 56件、現行規定での対応可能 5件、実現できなかったもの 3件

・地方の負担

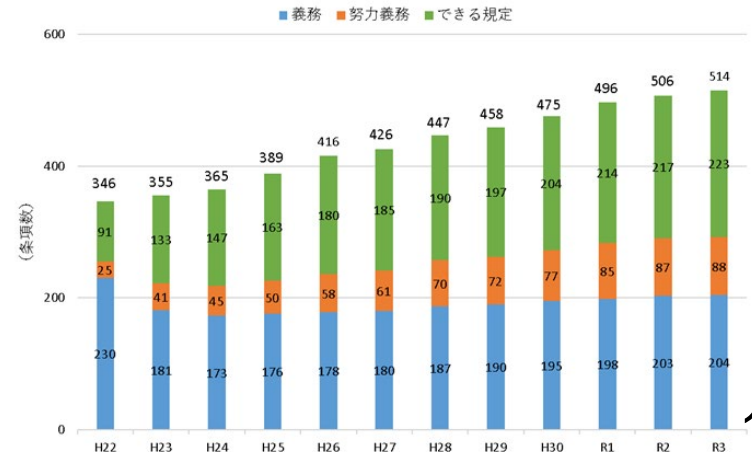
計画策定等に係る法律の条項数の推移
 (H22.12:346条項～R3.12:514条項)

・地方公共団体との意見交換

第3 ナビゲーション・ガイドについて

ナビゲーション・ガイドの補足説明

参考 地方公共団体の取組例 (一体的な策定、廃止、統合、簡素化) など



趣旨

- ・計画策定等に係る「骨太の方針2022」の基本原則に沿った対応となるよう**策定**
- ・各府省の制度の検討等にあたっての**効率的・効果的な計画行政の進め方を示したもの**
地方での活用も期待

I 制度の検討にあたっての進め方

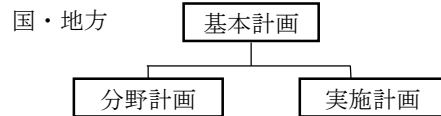
国と地方の適切な役割分担・デジタル技術の活用

事務の処理主体の検討

国（地方行政機関含む。）か、地方公共団体か？

形式等の制度の検討

- ・将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は、地方公共団体の判断に委ねることを原則
- ・計画等の形式を検討する場合、**計画等に係る体系**の明示 ・計画間の重複回避、統廃合検討



- ・地方公共団体に対して、計画等の策定を求めようとする場合
 - 代替案との比較結果
 - 計画策定等に係る負担の見込み 等**理由を説明**

早期に、内閣府への事前相談・地方六団体への情報提供

II 計画行政のあり方

【計画等の策定について】

- 原則：** 将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は、地方公共団体の判断に委ねる
- 形式を法律で規定せざるを得ない場合：** **計画等以外の形式の検討**
- （例） 国が数量を把握する目的⇒データ共有
私人等に対する認定等の判断基準⇒基準、行政手続法上の基準
国の事業検討のための資料⇒需要調査

↓ 計画等の形式によらざるを得ない場合

1 制度的な検討事項

- ① 策定は「できる規定」を優先的に検討
- ② 既存計画等の統廃合、既存計画等への内容追加を検討
- ③ 一体的な策定、上位計画への統合が可能である旨の規定化を検討

2 現場サイドでの対応に関する事項

地方公共団体での計画体系の最適化を可能とする

- ① 一体的な策定、上位計画への統合が可能なるものを明確化
- ② 地方公共団体の総合計画等に、計画等の全部・一部の内容を記載できるものを明確化
- ③ ①、②に馴染まない、個別の計画等の策定が望ましいものを明確化
※①～③が明確化されていないものは、地方公共団体の判断に委ねる

【計画策定等に係る事務負担について】

各府省での対応： 国・地方の職員の負担を適正化

- 地方公共団体の負担の適正化。技術的支援の拡充
- 国の職員の負担（マニュアル、ツールの作成等）も適正化
- 計画等の内容・策定手続は地方公共団体の判断に委ねる
- 電子ファイルでの策定、電子的な国への送付等を可能とする

III 計画行政の推進にあたっての重要事項

- ・通知等によるものについて、技術的助言の趣旨のものはその旨明示
- ・既存の計画等についても、計画期間の終了等定期にあり方を見直し